

三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）
(素案)

令和5年8月

三豊市教育委員会

目 次

I	基本方針改訂にあたって	1
(1)	基本方針改訂の趣旨及び経緯	1
II	三豊市の中学校の現状	2
(1)	三豊市児童生徒数の推移	2
(2)	学校規模の現状	2
III	三豊市立学校の適正規模・適正配置(基本的考え方)	3
(1)	適正規模	3
(2)	適正配置	4
IV	三豊市立学校再編の具体的方策について	4
(1)	三豊市立学校再編整備の進め方	4
(2)	再編の取り組み等	5
(3)	統合期間等の目安	5
V	再編整備計画	6

《参考資料》

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申書及び答申附属資料

I 基本方針改訂にあたって

(1) 基本方針改訂の趣旨及び経緯

平成 22 年 7 月 20 日、『三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会』を設置し、「三豊市立幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置に関すること」「園児、児童及び生徒の教育環境・施設に関すること」について諮問し、平成 23 年 3 月 29 日に同検討委員会より、『三豊市立学校の適正規模・適正配置について(答申)』を受けた。平成 23 年 5 月に三豊市教育委員会では、答申の趣旨を尊重し適正規模、適正配置を考えるうえで教育的観点を第一に、地域社会、財政等も考慮し『三豊市立学校再編整備基本方針』を策定し、この方針に定めた「再編整備の必要性」「三豊市立学校再編整備の進め方」「学校再編整備計画」に基づき再編整備を進めてきた。

その後、基本方針第 2 期(平成 29 年～令和 3 年)の平成 30 年度に三豊市立小学校の再編整備の具体的方策の検証を行い、小学校入学予定者数を参考として、平成 31 年に第 2 期以降の基本方針を策定し、豊中地区の 5 つの小学校の再編整備に取り組み、令和 8 年 4 月に新設小学校を開校する予定で進めている。

こうした中、三豊市の児童生徒数の減少が進む現状と、子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、前回の三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申から 10 年が経過し、基本方針第 2 期(平成 29 年～令和 3 年)の最終年にあたる令和 3 年度において、これまでの再編整備の検証とこれを踏まえた今後の三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策について提言をいただくため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を令和 3 年 7 月 29 日に設置し、専門的な見地はもとより多岐に及ぶ観点と将来へ続く視点を用いて、10 回にわたる慎重な審議を経て、令和 4 年 12 月に答申を受けた。

このたび、三豊市教育委員会では、検討委員会からの答申を十分に尊重するとともに、地域や保護者の皆さまからのご意見をお聞きしながら、将来を担う子ども達の教育環境を第一義に考え、『三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）』を策定する。

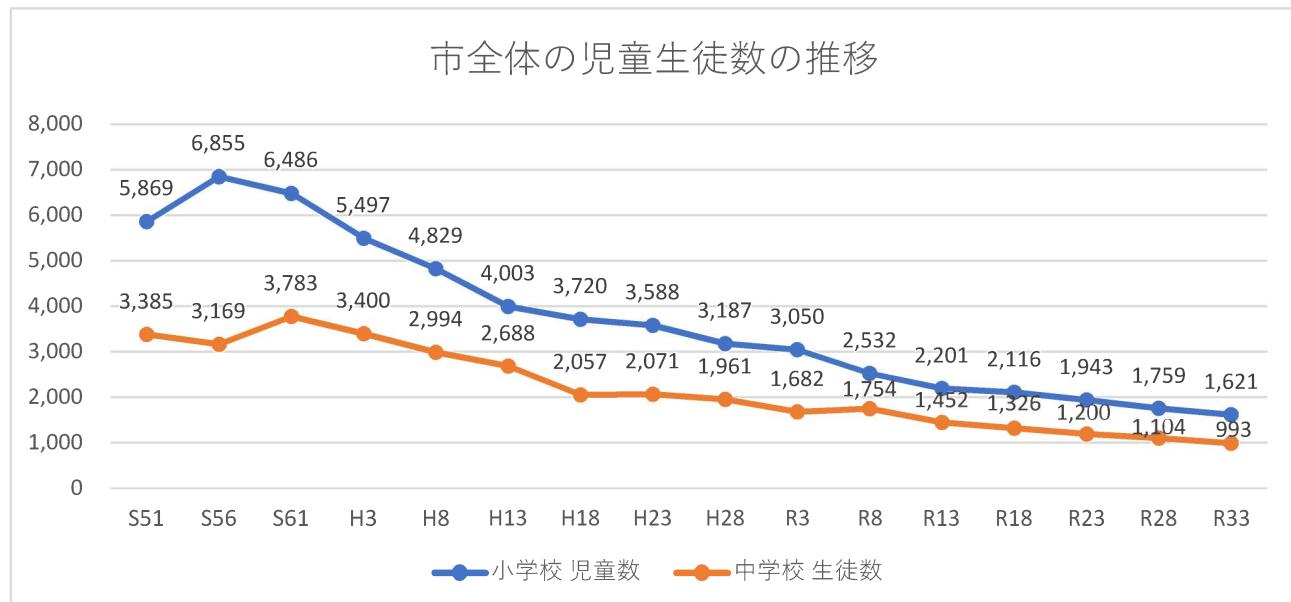
II 三豊市の小中学校の現状

(1) 三豊市児童生徒数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、本市の児童生徒数は年々減少を続けている。図1を見ると合併時の平成18年度には5,777人であったが、令和3年度は4,732人となっており、1,045人も減少している。

また、令和8年度は4,286人と推計され、その後も毎年減少していくと予想される。

図1 市全体の児童生徒数の推移



資料：R3までは学校教育課の学校基本調査、R8以降は推計(答申附属資料より)

(2) 学校規模の現状

市内小学校19校、中学校7校のうち、令和3年度の全校児童数が120人未満の小学校は7校、全校生徒数が180人未満の中学校は2校となっている。

図2の学級数による学校規模の分類図により、三豊市の小中学校を分類すると、令和3年度では図3のとおりとなり、適正規模である12～18学級は小学校は2校で、中学校は1校のみとなっていることが分かる。

図2 学級数による学校規模の分類図

学校規模の分類		過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
	中学校	1～2	3～11			

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより引用

図3 令和3年度三豊市立小中学校規模分布図

小学校 ※()は特別支援学級数					普通 学級数	学校規模	普通 学級数	中学校 ※()は特別支援学級数		
児童数								生徒数		
児童数	普通 学級数	学校規模	普通 学級数	中学校 ※()は特別支援学級数	1	過 小	1	生徒数		
					2		2			
					3		3		和光(1) 92	
					4		4			
					5		5		仁尾(2) 126	
					6		6			
					7		7			
					8		8			
					9		9		豊中(3) 265 三野津(4) 237	
					10		10		詫間(2) 264	
					11		11		高瀬(3) 336	
					12	適 正	学校組合立三豊(3) 362(市内171)			
					13		13			
					14		14			
					15		15			
					16		16			
					17		17			
					18		18			
児童数	普通 学級数	学校規模	普通 学級数	中学校 ※()は特別支援学級数	19	大	19	生徒数		
					30		30			
児童数	普通 学級数	学校規模	普通 学級数	中学校 ※()は特別支援学級数	31	過 大	31	生徒数		
					31		31			

資料：学級数、児童生徒数はR3 学校基本調査より

III 三豊市立学校の適正規模・適正配置(基本的考え方)

(1) 適正規模

学校教育法施行規則第41条では、小学校については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校については、同施行規則第79条で小学校の規定を準用するとしている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、適正な学校規模の条件として、「学級数がおおむね12学級から18学級まで」としている。

国の基準を参考にするとともに、三豊市適正規模・適正配置検討委員会から出された答申を尊重し、図4のとおりとする。

図4 三豊市立小中学校の適正規模

1) 望ましい学校規模

- ・ 小学校 12～18学級（1学年あたり 2～3学級）
- ・ 中学校 12～18学級（1学年あたり 4～6学級）

2) 規模の下限

- ・ 小学校 1学年1学級各学年20人程度（全校120人以上）
- ・ 中学校 1学年2学級各学年60人程度（全校180人以上）

（2）適正配置

国の基本的な考え方として、公立小中学校の通学距離については、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内が目安（スクールバス導入時は、この限りではない）としている。

また、通学時間については、おおむね1時間以内とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当であるとしている。

三豊市教育委員会としては、子どもたちにとって学校は、確かな学力・たくましく生きるための体力を身に付けるとともに、色々な個性に出会い、多様な考え方につれて、豊かな集団性・社会性を育み、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことが出来る環境が望ましいと考える。

検討委員会から出された答申の中で、適正配置は小学校は旧町に最低1小学校、中学校については、通学距離や地域の特性等を考慮したうえで配置するとし、通学距離が、小学校はおおむね2.5km以上となる児童、中学校はおおむね6.0km以上となる生徒については、スクールバス等の通学支援策を講じることと示されている。

以上を踏まえ、小学校は旧町に最低1小学校、中学校は通学距離を考慮し、地域の特性等、地域や保護者の皆さまからのご意見をいただきながら、配置を検討する。

なお、学校の統廃合により遠距離通学となる児童・生徒については、スクールバス等の通学支援策を講じる。

IV 三豊市立学校再編の具体的方策について

（1）三豊市立学校再編整備の進め方

検討委員会からの答申を尊重し再編整備を進める。

- 1) 複式学級の解消を最優先課題とし、複式学級のある学校を対象に再編を進める。
- 2) 規模の下限以下の小中学校については、統合に向けて再編の協議を進める。
- 3) 小規模校や統合予定校など、再編を進めるうえで、多様な考えに触れるための対応策として、小小連携や中中連携、遠隔授業やオンライン授業等のICT技術を導入するなど、近隣学校との連携教育を視野に入れて検討する。

なお、再編整備を進めるに当たっては、現状を広く地域や保護者の皆さんにお知らせし、ともに考えてもらう機会を設け、ご理解を得ながら進める。

新設統合校については、地域や保護者の理解を得られたところから、地域協議会等により協議を進めていく。

(2) 再編の取り組み等

三豊市における小中学校の再編整備については、基本的考え方や学校再編の進め方により、取り組みと枠組みを以下のとおりとする。

1) 小中学校共通

- ① 小規模校や統合予定校は小小連携、中中連携の取り組みを検討し、実施する。
- ② 児童生徒の教育環境を第一義に地域住民、保護者、関係機関等と早急に協議・検討を進める。
- ③ 統合する場合の学校については、児童生徒数や児童生徒の環境に配慮した施設とし、既存の施設を利用して改築するか増築するか、又は新築するかについては、LCC（ライフサイクルコスト）を含めた費用を算出し、比較検討して決定する。

2) 小学校

- ① 検討委員会からの答申を踏まえ、原則旧町内に1校とするが、適正規模学級以上となる場合は旧町内に2校とする。
- ② 規模の下限以下の児童数で複式学級を有する小学校は、早急に旧町内にある近隣小学校との統合を進める。
- ③ 複式学級を有しない規模の下限以下の児童数の小学校は、地域の実情を踏まえ旧町内の近隣小学校と統合を検討する。

3) 中学校

- ① 規模の下限以下の中学校は、地域の実情を踏まえ近隣の中学校と統合を検討する。
- ② 令和15年以降に統合を検討する場合は、小学校単位での統合も可能とする。

(3) 統合期間等の目安

検討委員会からの答申を尊重した統合期間とする。

(統合に向けての理解が得られ、協議を開始してから統合するまでの期間)

- ・再編整備統合に改修等が伴わないものは5年
- ・大規模な改修等が伴わないものは6年
- ・統合による大規模な改修等が伴うものは7年
- ・新設統合による新築の場合は9年

統合する学校は、原則、既存の学校を使用する事とし、その際は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案して決定する。

V 再編整備計画

『三豊市立学校再編の具体的方策』の三豊市立学校再編整備の進め方にある、規模の下限を下回っている学校から再編について協議を進めることとする。

また、適正規模以下の学校で、5年後等、将来推計により規模の下限を下回るような場合は、地域や保護者の皆さんに現状等を説明し、再編に向け取り組む。

将来推計データについては、毎年見直しを実施するものとする。

<小学校>

- ・複式学級となっている仁尾地区の曾保小学校については、地域住民や保護者等の理解を得られるよう再編に向け取り組む。
- ・豊中地区の5小学校は、令和8年4月の開校に向け、今後も地域協議会等で学校関係者や関係機関等との対話を続ける。
- ・高瀬地区の二ノ宮小学校と麻小学校が規模の下限を下回っていることから、再編に向け協議を進める。
- ・詫間地区の松崎小学校が規模の下限を下回っていることから、再編に向け協議を進める。

<中学校>

- ・財田地区の和光中学校が規模の下限を下回っていることから、近隣の中学校との再編に向け協議を進める。財田地区の住民や保護者等及び統合先の中学校の関係機関等に意見を十分に聞き、決定する。
- ・仁尾地区の仁尾中学校が規模の下限を下回っていることから、近隣の中学校との再編に向け協議を進める。仁尾地区の住民や保護者等及び統合先の中学校の関係機関等に意見を十分に聞き、決定する。